

日本社会情報学会 会員規則

(目的)

第 1 条 この規則は、日本社会情報学会定款（以下、定款という）に定めるところにより、日本社会情報学会（以下、本学会という）の会員の入会、退会、除名ならびに会員の権利、義務に関し定める。

(入会)

第 2 条 正会員個人および正会員団体は会員 2 名の推薦を受け、所定の入会申込書（正会員個人会員の場合には様式 - 1、正会員団体会員の場合には様式 - 2）に所用事項を記入し、事務局長を経て会長に出し、理事会の承認をえなければならない。

2 前項による入会申込みの場合、団体会員については、代表者 1 名ならびに連絡責任者 1 名を特定し、入会申込書に明記して登録するものとする。

3 前項による登録された代表者ならびに連絡責任者を、異動その他の理由により変更する必要がある場合には、なるべく速やかに届け出るものとする。

(退会)

第 3 条 会員で退会しようとする者は、その理由を付して所定の退会届（様式 - 4）を事務局長を経て会長に提出し、理事会の承認を受けるものとする。

(除名)

第 4 条 会員が別に定める所定の会費を滞納し、度重なる催告にも応じない場合には、会長は、理事会に諮り、定款第 1 2 条による除名を行うことができる。

(会費の納入)

第 5 条 正会員は、別に定める所定の会費を、所定期日中に所定の方法で納入しなければならない。

2 前項による会費の納入が滞った場合には、会長は理事会に諮り、当該会員の事業参加につき制限を加えることができる。

(会員の事業参加)

第 6 条 本会の会員は、定款第 5 条で定める各種事業に、平等の権利を持って優先的に参加することができる。団体会員の場合には、その団体の申出により、その団体が指定する 1 口宛 5 名迄の当該団体関係者につき、これと同等の扱いをすることができる。

2 但し、理事会または定款に定める各委員会の議を経て会長の承認をえた場合には参加者を特定または制限することができる。

(会員総会での議決権その他正会員の権利行使)

第 7 条 会員総会での議決権、ならびに定款にもとづき定める正会員の各種権利の行使については、団体会員を含め、総ての会員につき平等とし、団体会員については、第 2 条第 2 項により特定した代表者をもって権利行使者とする。

2 前項による会員の権利行使にあたっては、その権利者の委任状を提示した場合には、その代理者がその権利を行使することができる。

(規則の改正)

第 8 条 この規則の改正は、総務委員会の提案により、理事会において行う。

(附 則)

1 . この規則は、平成 8 年 9 月 2 7 日より施行する。

2 . 平成 1 1 年 1 0 月 2 2 日開催の総会における定款第 3 章第 6 条第 2 項の改正に伴い、第 2 条第 1 項および第 5 条第 1 項を改正した。

3 . 平成 1 4 年 1 0 月 1 8 日開催の総会において、第 3 章第 6 条および第 7 条の改正に伴い、第 2 条第 1 項および第 5 条第 1 項を改正した。

4 . 平成 1 6 年 9 月 1 7 日開催の総会における定款第 3 章第 6 条第 2 項および第 7 条の改正に伴い、第 2 条第 1 項および第 5 条第 1 項を改正した。